

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

南砺市長 田中 幹夫

市町村名 (市町村コード)	南 砺 市 (162108)
地域名 (地域内農業集落名)	南野尻 地区 (高堀、上野、野尻野、松原、年代、百町、苗島、焼野、 福野軸屋、野新、七ツ屋、新町、寺家新屋敷、福野)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年9月30日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

南野尻地区の農地は福野市街地とその周辺も含めて「300ha」余りであるが、近年の米価の低迷と農業従事者の高齢化に伴い必然的に農業という生業を断念し、大規模農家に自己農地を委ねる傾向が著しくなっている。これは別の見方をすれば農地の集積が進んでいるとみなすこともできる。

現在、地域農業を維持していく上で、重要な位置を占める作業である、農業施設の維持管理に係る用排水路の「江浚」や雑草の「草刈り」作業の大部分は、それぞれの集落住民に委ねられ施設の維持管理がなされている。農地集約化が進んだ結果、農家それぞれの受益地に係る部分の江浚や雑草の除草作業についてを、農地を管理する者が維持管理作業を実施することが慣例化しているが、大規模農家の中には米価が低迷する昨今は、経費が必要なこの作業を敬遠する農家もあるのが現状である。

全国的に、地域の過疎化、災害等により用水路等農業施設の維持管理が日常的になされなくなったことにより、昨今の異常気象等による農用地等への被害の発生・拡大が懸念されているところであり、南野尻地域においても、今後、10年、20年と農業を維持継続していく上では、日頃の農業施設の維持管理が大切な事項ととらえ、農業施設の維持管理に伴う労力の確保や費用負担の軽減が課題である。

(2) 地域における農業の将来の在り方

南野尻地区では、農地の集積・集約化が進んでいるが、持続可能な地域農業を目指して農作業の効率化、負担軽減を図る。

当該地域の転作実施状況は、大麦と加工用米で転作の大部分が実施されている。

今後、転作率がさらに拡大すれば、さらなる高収益作物として「とんみ野農業協同組合」管内でブランド化を進め栽培を促進している「玉葱」等の導入を検討する。

洪積層土壌である当地域では、畑作物の導入には農地の乾田化が必要で、「大麦や大豆」等の転作実施後の簡易乾田化した農地での実施が有用である。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	300.71 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	300.71 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる農地とする。

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針

・高堀集落は、高堀集落営農組合が80%集積し、20%は地区内外の担い手が集積しているため、100%集積が終了している。

・上野集落は、農地中間管理機構を活用し、認定農業者や農地利用者、認定新規就農者を中心に団地面積の拡大を進めるとともに担い手への農地集約を進める。

・年代集落は、集落内の認定農業者以外の耕作者が離農するときは、中間管理機構を活用し、集落内の認定農業者を中心に農地集積を進める。

・福野軸屋は、集落内に担い手は1名存在するが複合経営であり、多くは集積できない。現状は近隣の担い手の集積も少なく、個人経営者が多い状況である。里芋の生産地でもあることから、複合経営を目指した担い手を育成し、集積をすすめる。

・苗島集落は、集落に担い手は1名存在するが複合経営であり、規模拡大が難しい。しかし、集落の半分以上は、近隣の担い手が集積している。個人経営者も多く、今後、農地の集積は近隣の担い手を中心とする。

・松原集落は、農地中間管理機構を活用し、認定農業者や農地利用者、認定新規就農者を中心に団地面積の拡大を進めるとともに担い手への農地集約を進める。

・百町集落は、担い手が存在しない。しかし、農地の多くが近隣の担い手に集積されており、個人経営の面積は少ない。集積は、近隣の農業者に依頼する。

・焼野集落は、集落内に個人経営の複合経営農家1戸と農業法人2社が存在する。集落の8割程がこの3件で集積されているが、個人経営者も多い。今後の集積は、農業法人を中心に行う。

・野新集落は、中間管理機構を活用して、認定農業者や新規就農者を中心に担い手への農地集積を進める。

(2) 農地中間管理機構の活用方針

農業委員・農地利用最適化推進委員等と調整し、担い手への集積・集約化が進むよう農地バンクを積極的に活用する。

(3) 基盤整備事業への取組方針

(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針

農地保全を継続的に行うため、市・農業協同組合・関係機関等と連携し地域内外からの多様な経営体の受け入れに努める。

(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☐ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④輸出	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☐ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

①鳥獣被害の恐れが高いエリアを中心に、侵入防止柵の設置等を進める。

②肥料・農薬の削減効果が高い「富富富」の導入検討や、側条施肥、直播等の環境にやさしい低コスト生産を推進する。

③ドローンによる防除等、スマート農業技術の導入を促進し、省力化を図る。

⑦大麦収穫後の適切な圃場管理をはじめ、畦畔等の適期除草を徹底し、農村環境保全に努める。

⑧拠点となる農業用施設へ機械を集約するなど、効率的な営農体制の整備を推進する。